

慶應義塾大学全塾協議会新規事業助成制度施行規則

第1条（目的）

この新規事業助成制度施行規則は、全塾協議会の自治会費交付金の分配後に発生する余剰金の柔軟な運用により、全塾協議会の活動の更なる発展を実現することを目的とする。

第2条（定義）

この規則における新規事業助成制度とは、全塾協議会が、それを構成する塾生代表、所属団体及び事務局により提案された全塾生の福利厚生の上昇を目的とする新規事業を審査し、それが全塾協議会の決議によって承認された場合には、当該事業に対して助成金を交付する制度のことをいう。

第3条（対象）

この規則に定める助成金を申請しようとする団体は、申請を行う時点で全塾協議会に加盟していなければならない。

第4条（事業担当者）

助成金の交付を申請する団体は、事業計画の統括及び助成金の管理を行う者を団体の構成員の中から決めなければならない。

第5条（申請書類）

助成金の交付を申請する団体は、次に掲げる書類に予め必要事項を記入し、全塾協議会事務局（以下事務局）に提出しなければならない。

- （1）新規事業助成金申請書
- （2）新規事業企画書
- （3）新規事業予算案
- （4）誓約書

第6条（その他の書類）

助成金の交付を申請する団体は、前条に定める外に当該事業に関するその他の文書又は図画を必要書類に添付することができる。

第7条（助成金の交付）

助成金の交付申請が全塾協議会の決議により決定された場合、当該事業に対する助成

金の交付は14日以内に申請を行った団体に対して手渡し又は銀行振込によって行われる。

第8条（報告）

助成金の交付を受けた団体は、事業が終了した月の翌月の全塾協議会定例会において、当該事業の実施報告を行わなければならない。

第9条（報告に必要な書類）

前条の規定により、全塾協議会に報告を行う団体は、その全塾協議会定例会の開催される7日前までに、次に掲げる書類を事務局に提出しなければならない。

- （1）新規事業実施報告書
- （2）新規事業決算報告書
- （3）支出された助成金の使途を証明する証憑類

第10条（助成金の運用）

- ① 助成金は、予め全塾協議会に申請した用途以外でこれを使用してはならない。
- ② 助成金は、第4条に定める事業担当者がこれを管理する。

第11条（事業内容の変更）

助成金交付の決定を受けた団体は、当該事業の内容を変更してはならない。ただし、事前に全塾協議会の承認を受けた場合はこの限りではない。

第12条（助成金の返納）

- ① 新規事業の終了時に、助成金の余剰が発生した場合、これを速やかに全塾協議会に返納しなくてはならない。
- ② 第5条4号の誓約書に定められた規定に反した場合、助成金の交付を受けた団体は遅滞なく全塾協議会に助成金を返納しなくてはならない。

附則

第13条（改廃）

この規則の改廃は、全塾協議会の決議による。

第14条（施行）

この規則は、塾生代表が成立した日から施行する。

改正 2010年10月15日

施行 2010年10月15日

全塾協議会新規事業助成制度施行規則制定を決議する。

慶應義塾大学全塾協議会

議員 安田 結香

(慶應義塾大学文化団体連盟三田本部常任委員会 委員長)

議員 高橋 直也

(慶應義塾大学体育会本部 主幹)

議員 楯 勝麿

(慶應義塾大学全塾ゼミナール委員会 委員長)

議員 松坂 亮佑

(慶應義塾大学全国慶應学生会連盟常任委員会 委員長)

議員 米澤 嘉朗

(慶應義塾大学四谷自治会 会長)

議員 太平 悠人

(慶應義塾大学芝学友会 代表)

議員 星 勝晃

(慶應義塾大学福利厚生機関本部 代表)

以上の全塾協議会新規事業助成制度施行規則制定を承認する。

慶應義塾大学全塾協議会

事務局長 神村 健太郎

改正 2016年11月22日

施行 2016年11月22日

全塾協議会新規事業助成制度施行規則改正を決議する。

慶應義塾大学全塾協議会

議員 宮本 光一郎

(慶應義塾大学文化団体連盟三田本部常任委員会 委員長)

議員 川島 友花里

(慶應義塾大学体育会本部 主幹)

議員 八木 洋樹

(慶應義塾大学全塾ゼミナール委員会 委員長)

議員 大庭 集平

(慶應義塾大学全国慶應学生会連盟常任委員会 委員長)

議員 友岡 領

(慶應義塾大学四谷自治会 会長)

議員 中込 愛

(慶應義塾大学芝学友会 代表)

議員 井上 寛太

(慶應義塾大学福利厚生機関本部 代表)

以上の全塾協議会新規事業助成制度施行規則改正決議を承認する。

慶應義塾大学全塾協議会

事務局長 高井 康佑

改正 2019年10月21日

施行 2019年10月21日

以上の全塾協議会新規事業助成制度施行規則改正を決議する。

慶應義塾大学全塾協議会

議長 福井 一玄

(慶應義塾大学芝学友会 代表)

議員 芹沢 幸輝

(慶應義塾大学文化団体連盟三田本部常任委員会 委員長)

議員 西澤 勇太

(慶應義塾大学体育会本部 主幹)

議員 高木 哲平

(慶應義塾大学全塾ゼミナール委員会 委員長)

議員 溝口 然

(慶應義塾大学全国慶應学生会連盟常任委員会 委員長)

議員 駒野 裕介

(慶應義塾大学福利厚生機関本部 代表)

以上の全塾協議会新規事業助成制度施行規則改正決議を承認する。

慶應義塾大学全塾協議会

塾生代表 前田 稔